

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し平成 29 年 12 月 27 日付けで行った法に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分①」という。）及び平成 29 年 12 月 28 日付けで行った法に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分②」といい、本件処分①と併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は必ずしも明らかではないが、おおむね以下の理由から、本件各処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

請求人は、平成 30 年 1 月 5 日に医療移送費の現金支給を受けていないにもかかわらず、職員の処理により、受給したことにされた。

### 第 4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用して棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 9月 4日	諮問
平成30年11月22日	審議（第27回第1部会）
平成30年12月21日	審議（第28回第1部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

- (1) 法11条1項は、保護の種類の一つとして、4号に「医療扶助」を掲げており、法15条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、医療扶助を行うことを定めるとともに、6号において、医療扶助の範囲に「移送」を含むものと規定している。
- (2) 地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく処理基準である「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日付社発第727号厚生省社会局長通知。以下「運営要領」という。）によれば、運営要領の第3・9・(2)のアないしクに掲げる場合に医療扶助に係る移送の給付を行うとされる（別紙参照）。なお、本件では、タクシー利用の要否、すなわち、同イの「被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合」の該当性について、その手続上検討を要することとなる。

具体的には、被保護者から申請があった場合、給付要否意見書により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議等を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療

機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定することとされている（第3・9・(3)・イ）。また、費用の算定に当たっては、領収書等の挙証資料に基づき額の決定を行うこととされている（同(4)・イ）。

- (3) 同じく地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく処理基準である「医療扶助における移送の給付決定に関する審査等について」（平成20年4月4日付社援保発第0404001号。厚生労働省社会援護局保護課長通知）によれば、医療機関の適否については、「必要な医療の提供が可能な医療機関のうち要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する医療機関に限ることとされていることから、当該医療機関での対応が困難な場合には、特に、その必要性について十分な検討を行うこと。」（3・イ・(ア)）とされている。また、交通機関の適否については、「一般世帯の通院手段と被保護者の病状・障害等の状況等に照らして判断することが基本となる。タクシー等の利用については、病状・障害等の状況からタクシー等を必要とする真にやむを得ない理由があるか検討を行うこと。」（同(イ)）とされている。

## 2 本件各処分の検討

### (1) 医療機関の選定

本件クリニックは、請求人宅との距離が道のりにして約4.7kmであり、一般的な歯科医院であること等を考慮すると、「比較的近距離に所在する医療機関」（運営要領第3・9・(2)）とはいい難い。しかし、処分庁提出の資料によれば、本件クリニックは、請求人が以前から通院していた歯科医院の主治医が独立開業したものであり、処分庁は、請求人の精神疾患を考慮し、請求人との信頼関係を構築している当該主治医がいる本件クリニックへの通院を許可した経緯があることが認められる。

したがって、請求人の精神疾患等の状態から、比較的近距離に所在する医療機関では対応が困難であるとして、処分庁が請求人の通院先

として本件クリニックを選定したことに問題はなかったといえる。

(2) タクシー移送の必要性

本件意見書によれば、請求人は双極性感情障害や身体疾病等を患っており、長距離の歩行が困難で、タクシーによる通院が必要である旨の主治医の意見が付されており、当該内容につき処分庁の嘱託医も了解していることが認められる。そして、審理員の調査によれば、請求人宅から本件クリニックまで公共交通機関を利用した合理的な経路に従った場合、片道で30分弱の徒歩移動が必要であることが認められる。

したがって、請求人の上記傷病の状況から、本件クリニックへの通院において、タクシーを利用することにつき真にやむを得ない理由があるといえ、処分庁が請求人のタクシー利用を認めたことは相当であったといえる。

(3) 給付金額

請求人は、職員同行の下、本件各通院を行ったことが認められるのであるから、本件各通院の経路が経済的・合理的でないものであったとは認め難い。

また、請求人は、処分庁に対し、本件各申請を行い、その際に、計4枚のタクシー料金の領収書（〇〇交通株式会社：1, 710円、〇〇交通株式会社：2, 310円、〇〇タクシー株式会社：1, 710円、〇〇交通株式会社：1, 970円）を提出したことが認められる。

当該各領収書により医療移送費の算出を行うと、本件通院①に係る医療移送費は計4,020円、本件通院②に係る医療移送費は3,680円となることが明らかである。

(4) 結 論

以上より、処分庁の行った本件各処分は、上記1の法令等に従い適正に決定されており、違算も認められないことから、本件各処分に違法又は不当な点はない。

### 3 請求人の主張

請求人は、上記第3のとおり、本件各処分に係る医療移送費を処分庁から受け取っていない旨の主張をしている。

しかしながら、本件各処分と本件各処分に基づいて実際に請求人が金銭を受領するかどうかは、理論上区別されるべき問題であり、請求人の主張するような事実が仮にあったとしても、そのことから、本件各処分の違法性又は不当性に直ちに影響を及ぼすとまでは認められない。

なお、実際に金銭を受領したか否かについては、法の適正な執行確保の観点からは重要な問題なので、念のためこれについて検討するに、請求人はこの点について、るる主張するけれども、その事実を裏付ける積極的な主張・立証はなく、単に受け取っていないと述べるにとどまるので、請求人の主張を認めることはできない。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙(略)